



DEPARTMENT OF THE AIR FORCE
PACIFIC AIR FORCES

2021年5月17日

横田基地所属の全人員に対する覚書

差出人: 第 374 空輸航空団司令官

件名: 横田基地における移動制限(ROM)方針に関して

- 参考資料: (a) 国防長官補室 2021年4月12日付、*軍健康保護指針 (補足事項20) – COVID-19 パンデミック時における旅行に関する国防総省の指針*
- (b) 在日米軍司令部 (USFJ) 2021年2月4日付け、*軍公衆衛生保護 (FPH) 令 21-002*
- (c) USJF、2021年4月29日付、*各別命令001～軍公衆衛生保護 (FPH) 令 21-002*

1. この覚書の指針は、横田基地に入門する全員が守ることを**義務付ける**。この指針は、在日米軍司令部または他の更に上部の司令部からの全ての命令または指導を補足する。更に、この指針は、日米地位協定が適用される米国軍人、米国シビリアンならびに日米地位協定が適用される契約業者、ならびにそれらの扶養家族、基本労務契約 (MLC) および諸機関労務協約 (IHA) を含む全ての接受国従業員、退役軍人および基地に入門する他の全ての個人に対する指針である。(横田基地に)一時的に立ち寄る乗員で他の指針が適用される者には、この指針は適用されない。この指針にある地域の定義は、日本国とする。この方針に違反する米軍人は、統一軍法第92条に基づき処罰の対象とされる可能性がある。日米地位協定が適用される米国シビリアンおよび同協定が適用される契約業者ならびに扶養家族が違反した場合、最高で、米軍に帯同して基地に滞在する資格剥奪、扶養家族の早期送還、もしくは基地立入禁止等の行政処分、または当該従業員は海外の環境に適応できなかつたと判断される可能性がある。

2. 移動制限 (ROM) の定義:

- a. **SOFA適用人員:** SOFA適用人員のROMとは、日本に到着後、下記に示される一定期間中、医療の専門家から許可を得るまで、住居または他の適切な宿泊地にのみ限定的に滞在する事と定義する。日本国の地域における個人的な、任務に必要な不可欠と見なされない旅行については、ROMの対象外とする。司令官および監督官は、上記の参考資料(a) なら

びに(b)に従い、休暇を取る人員のリスク評価を行う事が義務付けられる。SOFA適用人員とは米国軍人、米国シビリアン従業員、日米地位協定が適用される契約業者、および日米地位協定が適用される全ての人員の扶養家族が含まれるが、それらに限られるものではない。住居や宿泊地とは全ての居住域を指し、これには家（一戸建て、二世帯住宅、集合住宅）、基地内にある寮、アパート、および基地の宿泊施設を含む。**ワクチン未接種の人員**はトイレやシャワーを共同使用する寮の部屋でのROMは禁止する。基地外の宿泊施設におけるROMも禁止する。

1) **ワクチン接種済みの日米地位協定が適用される人員**：全ての米国軍人、米国シビリアン、および日米地位協定が適用される人員で、出張中の人員も含め、既にワクチン接種を完了して他国から日本に到着した者（2回の接種または一回の接種で完了するタイプのワクチンを受けてから14日後）については、それぞれの宿泊地に直行し、少なくとも**14日間は米軍施設内に行動を限定する**。8日目もしくはそれ以降、ワクチン接種済みの人員は、ウイルス検査（抗体検査またはPCR）を受ける事が義務付けられる。14日目以降、ウイルス検査で陰性だった人員は、米軍施設内に行動を限定される制限を解除しても良い。手順は次の通りとする：

- a. 上記の軽減されたROMポリシーを希望する旅行者は、所属する部隊の旅行調整役、ファーストサージェント、または他の指定された人員に、ワクチン接種済であることを証明するカードを提出し、文書にて、軽減ポリシーを実施する旨を通知すること。全ての旅行者は、日本到着時に、ワクチン接種完了を証明するカード（現物もしくは電子版）またはワクチン接種を記録する診療記録（カルテ）を携行していること。ワクチン接種済みであることを適切に確認した人員について、司令官は、ワクチン接種が済んでいない人員に対するROMポリシーの代わりに、ワクチン接種済みの(人員に向けた)ROM期間の実施許可を選択しても良い。
- b. 当該人員は、14日間のワクチン接種済みの（人員に向けた）ROM期間中、無症状でなくてはならない。症状が現れた場合、当該人員は、横田基地公衆衛生チームと調整のうえ、COVID-19対策の手順に従って検査を受け、その後は、必要に応じて隔離されることとする。
- c. 14日間のワクチン接種済みの（人員に向けた）ROM期間は、日本に到着した日から数えて14日目の到着時間をもって終了とする。
- d. 14日間のワクチン接種済みの（人員に向けた）ROM期間を完了するには、全ての人員は、ワクチン接種済みの（人員に向けた）ROM期間の8日目またはそれ以降、PCRもしくは抗体テストを受け、更に陰性証明を受領することが義務付けられる。テストの結果がCOVIDの数種の内の一つに陽性の場合、当該人員は隔離を行う。

- e. 基地外に在住、もしくは、勤務する基地以外の米軍施設に居住する人員は、居住地もしくは勤務する基地のどちらかに滞在すること。日本に到着してから14日後までの期間、これら二か所間を自家用車/公用車を使用し、直行ルートでノンストップの旅行をすることは許される。**空軍規または国防総省の規則にて禁止される公用車の使用は、このポリシーにても許可されない。**この14日間は、基地外での公共交通機関の使用、サイクリング、または徒歩にて居住地と基地の往来は許可されない。
- f. 14日間のワクチン接種済みの（人員に向けた）ROM期間中は、ワクチン接種済みの人員は、基地内の全ての施設に立ち入ることが許される。ワクチン接種済みの家族も、14日間のワクチン接種済みの（人員に向けた）ROM期間中、基地の施設への全面的な立ち入りが許可される。14日の満了時に症状がない、もしくはテスト結果が陽性でない人員は、基地外の周辺地域で活動が許される。
- g. 上記の手順から外れるいかなる場合も、適切な権限を持つ者を通し、ポリシーに対する例外（ETP）許可申請を行うこと。

2) **日米地位協定が適用される人員でワクチン未接種の者**：日米地位協定が適用される全ての米国軍人、米国シビリアン、および個人で、他国から日本に到着する者は、ワクチン接種が未完了の場合は、到着後、居住地に直行し、同地にて10日間のROMを実施する。その後の4日間（11日目から14日目）は、ROM満了の14日目を迎えるまで、所属する基地に活動を限定する。ROM実施期間中の条件は以下の通り：

- a. 人員は、ROM実施の14日間、無症状でなければならない。もしも症状が現れた場合、当該人員は、横田基地公衆衛生チームまたは他の適切な医療従事者と調整のうえ、COVID-19の手順に従いテストを受け、必要に応じ、続いて隔離を行う。
- b. ROM最初の10日間は、日本に到着後から始まり、10日後の到着時間と同時刻を持って満了とする。
- c. 10日間のROMを完了する条件として、全ての人員はROMを実施して8日目、または8日後に、PCRもしくは抗体テストの結果が陰性であることが要求される。
- d. 基地外に居住する人員は、ROM解除のテストを受ける時を除き、10日間は滞在を住居に限定する。
- e. ROMの11日目～14日目の間、人員は、基地内の施設を利用しても良い。基地外に居住する人員は、滞在地を住居もしくは所属する基地に限定し、居住地と所属する

基地との往来は、直行ルートを取り、自家用車/公用車（公共の交通機関、自転車でのサイクリング、または徒歩にて((基地外の))居住地と基地の往来は許可されない）を使用しても良い。空軍規または国防総省の規則にて禁止される公用車の使用は、このポリシーにても許可されない。14日間の満了をもって、症状が見られない、もしくは検査結果が陽性ではない人員は、基地外の周辺地域で活動をしても良い。

f. 家族でワクチン接種済みと未接種のメンバーが同居する場合、接種済みのメンバーは、接種済みの人員対象のポリシーに従い、未接種のメンバーは、未接種のそれに従う。接種済みと未接種の者が一緒に活動するのは、家族同士に限定する。独身の空軍兵で浴室共同使用の寮で生活をする者は、他の空軍兵と一緒にROMを実施・終了してはならない。

g. ワクチン未接種の人員は、義務付けられたROMが完了するまで、新来者向けブリーフィングに参加もしくはUSFJ 4 EJ（基地で発行する運転許可証）を取得することができない。

b. **日米地位協定が適用されない人員：** 日米地位協定が適用されない人員にとってのROMは、日本に到着後14日間、かつ医療機関から許可が出るまでの間、基地への入門ができない事と定義する。日米地位協定が適用されない人員とは、退役米軍人および基本労務契約（MLC）および諸機関労務協約（IHA）を含む全ての接受国従業員を指すが、それに限るものではない。日米地位協定が適用されない人員はROMを実施している間は、基地への入門は許可されない。日米地位協定が適用されない人員で、横田基地に在住する者（例：航空自衛隊員）については、基地内の住居にてROMを実施することが許可される。

3. **ROMの例外：** ROMの適切な実施は、基地内において新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ最も有効な手段である。ROM中は、許可を得て米軍施設においてワクチン接種済みのROMを実施している者、もしくは下記の理由以外で住居または居所を離れない事とする。ROMの例外を適用している全ての人員は、自宅または住居の外にいる際は、常にマスクを着用しなければならない：

- a. 住居または居所内またはそれらのごく近辺にある場所で洗濯など短時間の用事を行う場合（共有施設は使用後除菌、清掃を適宜行う）。
- b. 住居または居所の近所において、家族以外の人間と6フィート以上の距離を保って、短時間ペットを散歩させる。
- c. 住居または居所の中庭で運動する。（基地内の公共の遊び場または買物施設の使用は含まない）

- d. ROM終了にあたり、新型コロナウイルス検査を受ける。
- e. 横田基地以外の基地を勤務地とする人員は、在日米軍車両を使用して他の在日米軍施設、住居または居所に移動する、または、軍用機もしくは軍が契約する航空機が他の在日米軍施設に行くことが見込まれる場合は、横田基地旅客ターミナルに行きそれら航空機を使用することが許可される、もしくは
- f. 医療的緊急事態もしくは住居または居所に火災が発生した場合、軍用機もしくは軍が契約する航空機を使用するために横田基地旅客ターミナルに行く事が許可される。

4. **住居または居所の外で活動する場合は、常に厳格な社会的距離（他の全ての人から6フィートの距離）を維持すること。**アメリカ疾病管理予防センター（CDC）は、*社会的距離*を「人が集まる環境や大衆の集合する場を避け、他人との距離（約6フィートまたは2メートル）を保つこと云々」と定義している。**ワクチン未接種でROMを実施中の人員は、上記2項a.2)a.~2項a.2)e.に記載されるROMについての必要条件を完了するまで、基地内のすべての公共の場（例、カミサリー、エクステンジ、ショペット、ジムまたは他人がいることが予想される他の場所）への立ち入りを禁じる。**

5. **ROM中の健康観察:** ROM中、新型コロナウイルスの症状を自ら観察すること。これには可能であれば1日2回の検温による発熱有無の確認、咳や息苦しさに注意する等が含まれる。もし、微熱、発熱（華氏100.4度または摂氏38度以上）、咳、息苦しさがあれば、自己隔離し、医療担当者に電話連絡する。**基地内からかける場合：225-8864をダイヤルし、7を選択する、基地外からかける場合：042-552-2510内線58864をダイヤルし、7を選択する。新型コロナウイルスの症状がある場合は医療スタッフからの指示がない限り、医療機関に行かないこと。**

6. **ROMの報告:** 横田基地はROMの状況追跡100%を方針としている。自分のROM状況について、自分のスポンサーまたは所属組織の代表者が、在日米軍と横田基地の方針通り、確実に報告を行うようにする。報告を怠った場合は、ROM期間の延長、もしくは懲戒/行政処分の可能性がある。一時的に滞在する人員や契約業者で、スポンサーや連絡先が不明の者は、関東ロッジのフロントデスクに自分の到着とROMの状況を伝える。この方針を受領した者は、署名のこと。もし家族がいる場合は、第7項を参照の上、ROMオプションを選択する。

7. **日本国への入国および運用上のセキュリティについて：**SOFAが適用される人員は、日本の担当地域に到着時、COVID-19の追跡アプリをダウンロード、または日本政府のCOVID-19に関する手

順に従う誓約書に署名する必要はない。司令官は、軍人に対し、米国政府が提供する以外のCOVID-19追跡アプリを個人のモバイル機器にダウンロードする際は、運用上のセキュリティに注意するよう話聞かせること。いくつかの証拠は、外国の機関が、類似するアプリからユーザーの位置情報やスマホ情報を収集していた可能性を示している。このリスクがあるため、日米地位協定が適用される人員は、そのようなソフトウェア/アプリを使用することは推奨されない。しかし、日米地位協定が適用される人員は、COVID-19の追跡アプリをダウンロードしない/誓約書への署名拒否することで、目的地へ行く事ができなくなる場合は、ダウンロード/署名をする選択をしても良い。米軍施設または居所に到着後、日米地位協定が適用される人員は、日本政府が要求するCOVID-19追跡アプリを、個人の機器から削除することが許可される。米国政府から提供される以外のアプリ/プログラムは、米国政府から支給される電話またはコンピューターで使用することが認められない。

8. 部隊は、ROMを実施中の人員と調整し、それら人員に食料・飲料水ならびに他の必需品が十分に供給されるようにすること。これには頻繁に使われる表面および家を清潔に保つための表面クリーナー、ペーパータオル、ブラシ付きトイレ清掃用品、衣類用洗剤、食器用洗剤ならびにスポンジ等が含まれる。更に、入手可能であれば、個人的衛生用品に加え、ウィルス感染拡大防止用品および感染をモニターするための品も含む。

9. 上記以外の手順でROMを実施することを希望する者は、各々が所属する在日米軍（陸・海・空・海兵隊等）の将官レベルの司令官もしくは副司令官に、ポリシーに対する例外（ETP）許可申請を行うこと。これらの希望は、運用面における影響および人道的必要性によるものに制限される。士気または生活の質に関係する理由からの希望は検討の対象外とする。

10. 何か不明な点がある場合は、中隊長の指示を仰いでください。

米国空軍大佐アンドリュー J キャンベル
第374空輸航空団司令官